

河合栄治郎の自由主義論（承前）

——「大学の自由」をめぐる——

武田清子

I まえがき

『社会科学ジャーナル』第21号(2)(1983・3)に私は、「河合栄治郎の自由主義論—昭和前期における思想的位置—」を書いた。その内容は、1. まえがき、2. 近代日本における自由主義の系譜、3. 河合栄治郎の自由主義論、a. 自由主義の定義、b. ミルの「自由論」の思想史的役割、c. 昭和前期における自由主義のたたかい、等であって未完に終わった。その時、書きつづけたかと思っていて、時間がなくて書き残した問題の一つは、河合栄治郎の「大学論」である。本稿では、彼の大学論を大学の自由、大学における自由の使命といった問題を中心として取り上げたいと思う。特に、昭和初期より学園の思想状況に大きなインパクトを与えたマルキシズムとの関係において、また、その後、日本の学園に強大な政治的圧力となって大学の自由を脅かすものとなる超国家主義、ファシズムとの関係において、河合栄治郎が大学の本質、および、大学における「自由」の使命をどう考え、かつ、論じていたかを考察したいと思う。

河合栄治郎が、最も簡明に定義するならば、自由とは「強制のない状態」(absence of restraint)というべきであろうといったことは、前に述べた。そして、彼は、西洋における自由主義の展開・系譜を三つの時期にわけてとらえている。第一期の自由主義は、啓蒙哲学、あるいは、功利主義の哲学を基礎とする自由主義であって（前者はフランス革命の自由主義、後者はイギリス初期の自由主義）、経済の自由という側面からみれ

ば、自由放任主義の経済である。第二期の自由主義は、イギリスでは1850年代より20世紀の始めにいたる時期の自由主義で、理想主義をその哲学的基礎とする。J. S. ミルやトマス・ヒル・グリーンらにはこれに属する。経済の領域では、資本主義に対する政府の干渉を認める社会改良主義である。第三期の自由主義は、哲学に於ては理想主義であり、実現しようとする自由のために、私有財産制度の廃止を主張するなど、自由主義と社会主義との有機的統一を志向するものである⁽¹⁾。

こうした自由主義のとらえ方においても明らかであるように、河合はイギリスの自由主義に特に関心と共感とを持っており、自由主義をささえる哲学として、理想主義的(即ち人格主義的)個人主義をとり、社会理論としては、政治の領域では自由主義=議会主義をとり、経済の領域では自由放任主義を排除して社会主義をとろうとする。そして、自由主義と社会主義の有機的統合を旨とせようとするものである。

河合栄治郎の自由主義についての考え方を示すものとして、もう一つ、彼がイギリス留学から帰国した年(1925年)の翌年、『朝日新聞』に書いた「自由主義⁽²⁾」と題する文章を取上げておきたいと思う。

河合は、イギリス自由党首相アスキスの自由主義思想についての思い出を次のように書いている。「……自由党例年大会の席において氏は、人は自由党をもって内紛の絶えない政党だという。然し各人に独自の思想と行動とを出来得る限り許すことは、それが自由の要諦である。発洩たる意思の現われるのは、それが自由党なればこそ可能なのだといった。この言葉の中には中々酌むべき真理がある。……政党の取る原理がかなり深い人生観の上に根ざしていることが示される。」こういふと共に、第一次世界大戦当時の良心的反戦論者(クェーカーのことであろう)の取扱いに関してアスキスの断乎として堅持した立場に深い共鳴感をもって次のように書いている。

「……当時良心的反戦者と云って、卑怯臆病からでなくて思想上から戦争に反対して従軍を肯じなかつたものが数千あった。その人達をどう始

末つけるかが困難な問題であった。首相アスキスは多くの人の勸説にも拘らず、その人達を殺すことを断じて承知しなかった。ロイド・ジョージが首相になった時始めて、その人々を縛って、フランスで銃殺したということである。……こうした異なる愛国者の居るところに、大英国の活力があり、これを寛大に許して往けるところに、自由主義の特徴があると思ったのであろう。……⁽³⁾」

ここには、第二次世界大戦当時は英米においてひろく認められるようになっていた良心的反戦論者を許容する思想的伝統が、アスキス (Herbert H. Asquith, 1908-1916 首相在職) からロイド・ジョージ (David Lloyd George, 1916-1922 首相在職) を経て、やがてイギリス社会にできあがってゆく背景が具体的に示されていて興味深い。こうした自由主義の意味とその伝統に深い感銘を受けて帰国した河合は、日本社会に息づまるような窮屈さを痛感したようである。

II 大学の自由

1. 大学における「自由」の使命

「共産党事件に伴う左傾教授の罷免」という日本の学界をゆり動かした事件に人々が触れたがらない現実にあって、河合が、大学における「自由」の問題を根本的に考え、大学の本質を明確化しようとしたのが『改造』(昭和3年6月)に発表した「大学に於ける自由主義の使命⁽⁴⁾」である。

これは、1928(昭和3)年4月、京都帝大の河上肇、東京帝大の大森義太郎、九州帝大の石浜知行・佐々弘雄・向坂逸郎らが大学を追われた事件を、マルキストであると否とを問わず、大学人にとって、その学問、思想、言論の自由をめぐる深刻な問題として、河合は、受けとめていたのである。

「……大学学園は学問の研究、真理の探求を以て立つものであり、之がその存立の職能である。之なくしてはその存立の意義の消滅する社会である。そうして、学問の研究に必要なは、その研究の対象を選ぶに自

由であり、発表討議が自由であり、反対思想の起こるに自由であり、いつにても異なる思想が互いに接触して練磨し得ることである。此の社会に於て自由は絶対無条件に必要であり、之なくしては学問の研究が進歩しないのである。⁽⁵⁾」

彼は、今学園に於て思想上の相互干渉は、(1)教授と学生との間、(2)学園の当局者(行政当局)と学園との間、および(3)学園以外の権力機関と学園との間の三つの場合に起りうるが、その思想が研究であり、信条であり、発表であるに止まるならば、学園においては、絶対に自由を許すべきであって、いささかなりとも強制を加えてはならないと主張する。思想・言論に自由を主張する理由として、第一に、真理の出現には自由が必要だということ、第二に、たとえ反対思想が誤りであっても、正しい思想をして反省させることは必要だということ、第三に、人間の内的生活に対する強制は人格の成長を害する、ということ等をあげている。

強制によってAの思想からBに転向させるならば、こうした転向は、Bの思想の正しさを信ずるためではなく、Bの思想的立場をとらないことによる損害を回避するため、つまり、利益の為に、本当は信じていない説を信じるよう求めることである。それは、その人間の利己心を刺戟して、信じない思想の傀儡となることであって、凡そ人格としての人間に対する態度ではない。大学がその学生に求むべきことは、彼等が人格としての成長を進めることだと河合は考える。

このように、大学が学問の研究、真理の探求を以て立つものである以上、「マルクス主義は……学問の進歩と社会の進歩を望むものにとって、決して敵に非ずしてむしろ、好個の僚友である。たとえ彼等の態度に於て自由主義の求むる寛容を欠くとしても、又彼らが過去口を極めて自由主義を攻撃したとしても、自由主義は静かに戦局を達観して、奈辺に敵と友とがあるかを決せねばならない⁽⁶⁾」というのであって、ここでは、河合は、敵は依然として保守主義だといひ、吾等は共同の戦線を張って、マルクス主義者を保守派の強制より護らねばならない、之が進歩の為で

あり、自由の為だとさえいっている。ここで河合のいう自由主義の「敵」としての保守主義ないし保守派とは、河上肇、その他、マルキストの教授たちを大学から追放したところの強大な権力機関をもつ当局であり、その思想的立場である。彼は、また、思想言論に関する自由主義に反対する敵として、次の幾つかの思想的立場をあげている。

自由主義の第一の敵は、反対思想の出現を阻止しようとし、自己の抱く思想を絶対の真理と信じる絶対主義であり、第二の敵は、強制の前に打算的、利己的動機によってなされようとも、現われた結果のみを重視する結果主義(強制による転向を肯定する立場を意味していると思える)、第三の敵は、威嚇や脅迫によって特定の思想を阻止しようとする暴力主義、第四の敵は、家族、教会、組合、学校、国家のような集団の維持・繁栄のみを目的とし、個人をその手段とする団体主義、第五の敵は、現状肯定に安住する安逸主義としている。そして、これらは一口にしていえば、人の人格の成長を善とする理想主義の敵だといっている。⁽⁷⁾

他方、河合は、マルクス主義者の中の共産主義者の根底に横たわる唯物史観、および、彼らの抱く無産者独裁の観念は自由主義とは相容れないという。こうした立場で共産主義者が学園を共産主義の策源地とし、彼らに反対する思想を迫害するということであるならば、この一点が自由のための共同戦線の踏の石となる。その場合には、自由主義者は共産主義者とたたかわねばならない。

しかし、彼らが大学において、ただ思想内容として無産者独裁を唱えるだけであるならば、それは、思想として存在を確保されねばならないというのであって、河合は、こうした大学における思想の自由の原則のために自由主義者は、マルキストの思想の自由を守らねばならないと主張している。そして、「マルクス学徒が他日、自由を侵害する危険性のあることを看破」し「之に対する不断の論争と監視を怠ってはならないにしても、然も尚、吾等の今先ず戦うべき敵は、現実に権力を以て威嚇し強制せんとする強大なる保守主義である。右に保守主義と争ってマルク

ス主義を擁護し、左にマルクス主義を擁護しつつその思想と争う吾等の立場は、右よりはマルクス主義と同一視され、左よりは保守主義と混淆され、かくて左右両翼より挟撃されるかも知れない。……ここに自由主義のみの為なすべき使命があり、自由主義の負うべき貴重な課題がある。⁽⁸⁾

河合は、大学に於ける自由について、三種の場合が起り得ると考える。第一は、政府当局の強制からの大学の自由、第二は、大学の内部において学徒相互の間の自由、第三は、同じく大学の内部において、大学の当局と他のものとの間における自由である。⁽⁹⁾

第一の場合の自由の侵害問題として、河合は、滝川事件を論じている。これは、いうまでもなく、1933(昭和8)年4月22日、鳩山文相が京都帝大教授滝川幸辰の辞職を京大総長に要求したケースである。総長が法学部教授会にはかったところ教授会はそれに反対した。そこで文部大臣は、総長および教授会の意向を無視して滝川教授の休職処分を発令した(5月26日)。これに抗議して、京大法学部長以下教授が総辞職を敢行し、大学の自由が社会の注目の焦点となった事件である。

2. 大学教授の地位の自由

河合栄治郎は『帝大新聞』に「滝川事件と大学自由の問題」のエッセイを公にし、この事件は、滝川教授が抱懐し、発表した思想の故にその地位を問われたということの重要性を指摘する。「大学教授の地位の自由」につき、河合は、一つは、誰が教授の地位を決定するかという形式の問題であり、他は、誰がその地位を決定しようとも、何によってその地位が決定されるかという実体の問題だとみる。

第一の形式上の自由の問題として、従来、大学教授の地位は文部大臣が決定するのではなくて、総長が決定するのであり、総長は各学部の教授会の決定によるということが一個の不文法(不文律)として認められてきた。大学が決定権を所有するという意味から、文部省に対する大学の自由が発生し、総長に対する学部自治が発生する。ところが、滝川事件

においては、文部大臣と教授会との意見が合致しなかった故に、総長、および、教授会の意向を無視して、文部大臣が滝川教授を処分し、大学の形式上の自由を蹂躪するに至ったと河合はいう。⁹⁸

第二の実体上の自由として、彼は、三種の自由をあげるのである。(1)研究の自由、(2)大学における講義・講演、または、学術雑誌に対する発表の自由、(3)一般世人に対する啓蒙の為にする発表の自由である。(1)と(2)とは必然不可分であるが、(3)の一般世人に対する発表の自由は、大学教授の自由とは関係はないといい、滝川教授が一著作者の資格で書いた『刑法読本』が発禁になっても、何らかの制裁があっても、それは、大学の自由と関係はないとさえ河合はいつている。そして、それに対する処分は、単に市民としての資格に対する処分に止るべきであって、それは教授としての地位にまで及ぶべきではないという。

このように、河合は、一般市民としての自由と大学の自由とをはっきりと分けるのであり、大学人は研究・思想・言論・教育において全く自由であるべきだと考えており、象牙の塔ともいうべき大学の不可侵の自由を主張する。こうした立場より、滝川教授がある学説を奉じたからといって教授の地位を剝奪するのは不当だといひ、京大法学部教授会が同教授の地位を擁護したことを正当だと思ふといっている。⁹⁹

しかしながら、大学の教授の地位が保証されるべき条件、即ち、大学が有する実体上の自由として、次の三つの条件をあげている。「第一に、彼の学説が日本の国体に違反しない限りに於て、第二に、彼が非合法の実践を為さない限りに於て、第三に、大学と云う社会の道德律に違反しない限りに於て、その(教授の)地位が保証されるべきものだと思う¹⁰⁰」と。

ここで興味深いことの一つは、河合栄治郎は、理想主義的個人主義に立つ自由主義者であり、一般市民の自由とは明確に区別して、真理探求の場としての大学を一種の城壁にかこわれた学園としてとらえる。そしてそこにおいては学問・思想・言論・教育の自由は確乎として保証されたものとする。彼はこのような「大学の自由」の原理を緻密な論理で構

築しようとした。この自由主義者が、大学教授の地位の保証になる条件の第一に、「彼の学説が日本の国体に違反しない限りにおいて」をあげているのである。彼のような“真理探求の自由”を重視する大学人が「国体」には疑問をさしはさんでいない。そして、滝川教授の学説行動がこうした限界を越えていないにもかかわらず、文部大臣が滝川を休職に処したことを不合理だと信ずるといっているのである。河合のこうした国体についての考え方は、当時の日本人一般の常識的立場と考えるべきか、コミンテルンの「32年テーゼ」(1932<昭和7>年、天皇制を国内における政治的反動と封建制の全残存物との主要な支柱、日本勤労大衆の真の敵と規定)や佐野 学・鍋山貞親の「転向声明」(昭和8年6月7日)等を通して提起されていたマルキシストの反国体的立場への警戒を彼が強くしていたからか、断定しがたいが、昭和8年5月には、教授の地位が保証されない場合の第一にあげていた「教授がその狭少の限界を越えた場合⁴³」という抽象的な表現が、同年7月にははっきりと「彼の学説が日本の国体に違反しない限り」と明記していることは顕著な事実である。

3. 「部分社会」としての国家と大学

しかしながら、河合は、政府当局の強制との関係における「大学の自由」に関しては、決して問題をあいまいにせず、大学の自由を原理的にも実際的にも守ろうとする。それは、彼の「国家・大学・大学令」における全体社会と部分社会の分類、および、部分社会としての国家と大学の考え方にも明らかにみられる。彼は、人が営む集団生活形態としての社会を「全体社会」と「部分社会」との二種類に分ける。「全体社会」は、共同の言語と感情と利害と歴史と文化とを有する社会であり、その目的は生活の全体にわたるものであって、過去においては、家族や部族がそれであったが、今は「国民」だといい、未来には、人類がそういう意味での全体社会になってゆくだろうという展望に立っている。それに対し「部分社会」は、特定の目的によってなり立つ社会(集団)であって、

家族、学校、教会、経済社会、同業組合、労働組合、階級、トラスト、カルテル、銀行、会社等枚挙にいとまがないという。そして、「部分社会の一つとして国家と大学とを数えなければならない⁰⁶」という。

人は国家を部分社会と規定することを奇怪に感ずるかもしれないが、国家という同一語に二義があることを忘れてはならないと河合はいう。「国家とは、第一に内外に対する安寧秩序を維持する強制権力の機関、又は、此の機関により統一せられる社会の意味に用いられ、第二に国家は共同の歴史と文化と感情と利害とを有する社会、即ち、国民の意味に用いられる。……吾々が日本の国家の為に身命を賭すと云う場合の国家は第二の意味の国家⁰⁸」即ち、「国民」＝全体社会だという。

河合は、第一の意味の国家(部分社会)について次のような考えを述べている。それは国民生活の為に安寧秩序を維持することをその任務とし、本質上、一切の成員を漏れなく拘束するところの強制権力機関であるが、現代国家は悠久なる国家発展途上の一段階にすぎない。国家は現代の国家形態を必然の前提とし、その維持に多少なりとも合致しないものを危険有害と考える。しかし、国家の消長変遷の跡を静かに回顧してみるならば、国家の形態は決して不変なのではない。18世紀以前の国家と自由放任時代の国家と現代の国家とを比較してみれば明らかに大きな変化がみられる。国家形態の進化の原動力、源泉となるべき思想は、現代国家をも批判の対象とすることのできる大学の教授、学生らの研究活動に期待すべきだと河合は考える。

そういう意味で、第一の範疇に入る現実の権力国家は部分社会だと河合は考える。そして、そうした国家と大学とは夫々に特殊な目的を有する対等の部分社会だと考えるのであり、もしも両者の間に抵触が生じたら、夫々の本質に照らして解決されなければならないというのである。

これに対して、国家と大学とは対等の地位にあるのではない。なぜなら大学令第一条は、「大学は国家に須要なる學術の理論及び応用を教授し云々」と大学の目的を規定しているではないか。大学は国家の目的に従

属し、それによって制約されているのだと考える人があるかもしれない。しかし、河合は「国家に須要なる」ということが安寧秩序維持の社会である国家に須要であることを意味するとしたら、これは余りにも奇怪だという。大学は従来も秩序維持の国家機関とは少しも関係のない民間の医師や技術者や教師、芸術家、学者らを教育して来たからだ。そこで河合は、大学令の云う国家とは、第二の意味の国家、即ち、各人の人格の成長を図ることを目的とする全体社会(「国民」と解すべきだという。ここには相当に強引な論理で説き伏せようとする姿勢も見られるが、河合が「国家・大学・大学令」を通して主張したいことは、現実の権力国家は大学の上に君臨するものではなく、大学と対等の部分社会なのだということであり、権力国家は大学の自由を拘束する権限はないということである。

4. 大学それ自身における自由

河合栄治郎は、大学において最も重要な関心課題は、「思想の学」(思想に関する学)つまり、哲学(道徳哲学)を学び、考察することを通して、「人間及び社会に対する指導原理を明確に把握すること」だと考えていた。経済学部や法学部に入って社会科学を学ぶ学徒にとっても、その根底に「吾々は何であらねばならないか」(What shall I be?)、之と当然に接続して『社会はいかにあらねばならないか』と云う問題が焦眉の急を要する問題」だといっている⁹⁸。彼の名著ともいべき『学生生活』には、こうした関心が貫いている。「一社会改革者の内的煩悶——ミルの自叙伝を読む——」において、ミルが19世紀初期イギリスの二つの代表的指導理念であったサムエル・テラー・コールリッジの理想主義とジェレミー・ベンサムに代表される経験主義との両方からインパクトを受け、苦しみつつ、二つの思想的指導理念に橋をかける役割を果たしたことに注目し、彼の自叙伝(遺稿)⁹⁹に表現された「余の内的歴史に於ける一危機」(A Crisis in My Mental History)を社会改革者が一度は辿るべき内的煩悶として重視し、「いやしくも思想の成長を望む生徒によって、幾度か緋

かるべき貴重な人生の記録である」といっている。そして、このようにして成立したミルの理論の内包する諸要素を次のようにあげている。⁰⁸

- (1) 「論理学体系」と「サー・ウィリアム・ハミルトン哲学の検討」とに於ける経験論的認識論
- (2) 「功利主義論」に於ける功利主義の道德哲学
- (3) 「自由論」に於ける自由主義
- (4) 「代議政体論」に於ける議会主義
- (5) 「経済原論」に於ける正統派経済学

ここには、経験主義と理想主義、社会科学と哲学(道德哲学)の総合を重視する河合の立場も同時に明らかにされている。

1940(昭和15)年6月15日、日本評論社から出版された『学生に与う』は、異常な売れ行きを示し、学生だけではなく、働く青年男女も教師も大人も人間の生き方を示す人生の書として愛読した河合の好著の一つである。彼はこの本の中で「人格」、「教養」といったことについて説いている。

「人格とは真・善・美を調和し統一した主体であるから、之が最高の価値、理想である。……人格が我々の目的であって、あらゆる他のものは手段であり、之を物件(Sache)と云う。従って富も地位も我々の身体も亦、物件であって決して目的ではない。」⁰⁹

彼は「現実の自我」が「理想の自我」、即ち、「人格」であろうと努めることが「教養」(Culture, Bildung)ということだという。英語のCultureとは耕作することを意味しており、「現実の自我を耕作して人格たらしめること……人格にまで形成・構成すること」⁰⁹だという。更に、河合は、幾人かの先覚の言葉を引用して教養の意味を明らかにしようとしている。「ウィルヘルム・フンボルトは云う。『人間の目的、即ち漠然たる刹那の欲望に依るに非ずして、永遠不易の理性の命ずる目的は、各人の能力をして完全無欠の一体として最も高度にして又最も円満なる発達を為さしめるに至る』と。ジョン・スチュアート・ミルは『自由論』の中で云う。『凡そ人の作れる物の内、之を完成し、美化せんが為にこそ人生が費さるべ

き物のうち、其の重要さに於て最初に来たるべきものは、確かに人間彼自身である』と」。フィヒテやナトルプの教養の定義は「人間を彼れ自身たらしむること」であり、「人格を陶冶すること」であり、グリーンはこれを「自我を実現する」とも「人格又は自我の成長」ともいっている等と引用しつつ、河合は、教養とは自我が自我を客体として、理想の自我たらしめることだといっている。そして、学問や芸術を人格の陶冶から遊離して取扱うことによって、学者や芸術家が単なる職業人となることを畸形なる発達だとし、教養(人格の陶冶)ということに凝集されることの大切さを訴えている⁶⁰。

彼がさきにもふれたように、大学において最も重要なことは、学問・科学(自然科学にせよ、社会科学にせよ、人文科学にせよ)・理論を学ぶことだけではなく、同時に、そして、より根本的に、「吾々人間は何であらねばならないか」という思想的課題を問うことだといふとき、人格としての人間形成、即ち、理想主義的個人主義の人間論をふまえた大学論に立っていることは明らかである。

このような大学論にもとづいて、大学の使命を考え、「大学における自由」の問題を考える時、河合は二つの原則が派生すると考える。第一は「研究の自由」である。彼はそれを次のように書いている。

「研究の自由とは、読書の自由、教授の自由、言論の自由、討論の自由等を包含する。一学派一学説に膠着^{こうちやく}することなしにあらゆる学派、あらゆる学説は、ここにその存在を許されて、共に真理の貢献^{こうけん}に与らねばならない。若し大学における思想傾向を一学派にのみ限らんとし、あるいは、ある学派の存在を排除しようとするならば、これは、大学が真理を研究する特定の社会だという特殊の使命^{しよん}に悖るものである。何となれば、すべての学派に自由を認めることによってのみ、よりよき真理の路は開かれるからであり、又あらゆる反対説を認めることによってのみ、現に存する多数派の学説は、批判されるがために、失いかけた生命力を復活するからである。大学をして、国家に対してさえもその独自の立場を固

執せしむる本源が大学の使命たる真理の研究の場所たることにあるならば、大学自らはその特殊的使命に忠実でなければならない。……これなくば、大学はその存在の理由を自ら抛棄するものであり、大学が大学としての存立を自ら忘却するものである。」²³

ここには真理の研究の場としての大学における「研究の自由」の原則が非常に明確にとらえられ、主張されていると共に、もう一つの危険性を警告していることが感じとれる。一般論として表現されてはいるが、ある一学派(共産主義者を意味しているように思える)を排除すること(例えば国家権力の圧力などによって)の誤りを指摘すると共に、他方、大学における思想傾向をある学派にのみ限定し、他を排除しようとすることが大学の自由の原則を自ら破壊することになることを警告してもいるのである。それは、第二の原則を導き出すと河合は考える。

つまり、大学の学徒(教授・学生)が研究以外の行動において、一般市民以上の特権を主張する資格はないということである。河合は次のように表現している。

「……もしここに大学の学生が現存社会秩序を変革せんとする目的をもって学生を組織団結しようとするならば、それはその人が国家の一員として、行動しつつあるのであって、大学の学徒として行動しつつあるのではない。彼の行動に関して大学は一般市民以上の特権を主張することは出来ない。これ大学の使命の域外に属することであるからである。研究の自由について、より以上の特権を有したる学徒はここにその特権は停止するのである。かかる行動に対しても出来うる限り自由を与うべしという問題は起こる。然しそれは国家とその成員との間の問題であって、大学の関係する問題ではない。大学の学徒は研究以外において……ある場合には大学外の市民が有する行動の自由よりも、更に一層狭められたる自由しか持たない場合が起こりうる。」²⁴

河合は、こうした大学の自由に関する原則のとらえ方にに基づき、マルキシストの批判を行い、それは大学論をめぐる、更に、自由主義に関する

論争に展開し、自由主義批判が国家主義者だけでなく、マルキストより活発に行われることとなった。

それは、河合の「嫌悪すべき学界の一傾向」（『改造』昭和4年10月）にも顕著である。彼は、大学におけるマルクス学徒の使命は静かに学窓に引き籠もってマルクス主義に関する研究をなし、学問的・思想的に輝やかしい業績を挙げることであり、之がマルクス学徒の社会改革に負う課題だと考える。ところが「此の任務に忠ならずして余技に汲々たることは、私の彼等に不満を感ずる第一の点である²⁰」という。第二の不満として彼があげていることは、彼らの同僚に対する悪宣伝や揚足取りの論戦などが、彼らの立場に同情をもつ者をも不正だという憤激を刺戟するといっている²¹。

こうしたマルキストに対する批判は、「大学の運命と使命」（『帝国大学新聞』昭和4年12月2日、同9日、昭和5年2月24日、3月3日、同10日、同17日）、「大学の自由とは何か」（『中央公論』昭和5年11月）等を貫いてなされる。大学の本質は研究の自由をもつことであり、闘争運動の自由は大学に求むべき自由ではないといい、数名のマルクス教授が身を大学に置きうるのは、大学が政府の左傾教授罷免の意図に対し防衛を為し得たからであって、それが大学の常則だというのであって、「小野塚総長は幾度か公会の席上に於て、大学は可能の最大限の研究及び発表の自由を与えると明言し、現に大学教授の大多数は此の方針を声援していると思う²²」という。そして、「将来においてもマルクス教授は単にそのマルクス・イデオロギーの故をもって学外に放逐されるとは私は思わない²³」と河合はいうのであって、大学の自由の原則さえ守れば大学教授の身分は保証されるという楽観的確信をもっている。やがてふきすさぶ昭和ファシズムの嵐のもとにマルキスト（大内兵衛、有沢広巳、脇村義太郎、美濃部亮吉ら）もキリスト者教授（矢内原忠雄）も河合栄治郎自身も大学を追われることになるのであるが。

自由主義者とマルクス主義者との論争の詳細にここで入る余裕はない

が、昭和8年頃から昭和10年頃にかけてマルキシストの自由主義批判は激しさを増していった。河合栄治郎の「自由主義の批判を繞る思想界の鳥瞰」(『経済往来』昭和10年7月)の示す大小30余の論文の表(自由主義、マルキシズム、国家主義の立場を含む)に基づいて、当時のマルクス主義者の自由主義批判の代表的論文を拾ってみると次の通りである。

マルクス主義者の自由主義批判²⁸

- (1) 「現代自由主義論」(向坂逸郎『中央公論』昭和8・7)
- (2) 「現代『自由主義』への歪曲」(深谷進『何を読むべきか』昭和8・9)
- (3) 「自由主義の煩悶」(向坂逸郎『中央公論』昭和8・11)
- (4) 「わが国自由主義の歴史的特質」(相川春喜『人物評論』昭和9・1)
- (5) 「現代自由主義の批判」(永田広志『読書』昭和9・2)
- (6) 「自由主義の死滅」(鈴木安蔵『中央公論』昭和9・4)
- (7) 「知識階級と自由主義」(向坂逸郎『文芸春秋』昭和10・5)
- (8) 「現代に於ける自由主義の効用と限界」(大森義太郎『改造』昭和10・5)
- (9) 「自由主義の退却」(石浜知行『中央公論』昭和10・5)

(河合はマルキシズムの自由主義批判者は右翼マルキシズムと左翼マルキシズムとにわかれると説明している。)

自由主義者とマルキシストとの論争は、ある意味では、「自由」の本当の敵である日本ファシズムの擡頭の前の共食いの観がなくてはなかつた。やがて強大な政治権力を把握した日本ファシズムは、大学人の自由を封殺し、マルキシストであれ、自由主義者であれ、ファシズムに批判的な要素を大学から放逐したからである。

しかし、河合栄治郎が執拗に提起した高等教育の場、真理探求の学問の府としての「大学の自由」をめぐる問題は、日本の大学は一度は明確に自己のものとしなければならない、大学の本質、大学における研究・思想・言論の自由、大学における自由主義の使命等に関する基本的に重要な課題であつた。しかしながら、自由主義者の提起した大学の本質を

めぐる問題は、マルキストによって正気で太刀を受けとめられるには至らなかったように思える。

それと共に、河合がマルキストの批判において力説したように、思想と行動とがそう明快に分離できるかの問題は、今日にまで続く課題である。また、大学がかつての「象牙の塔」として孤高を保つ存在ではなくなり、社会の現実問題がもろに浸透してくる状況にあるとともに、ますます大学がマス・エデュケーションの場と化しつつある今日、なお大学と一般社会とを区切る境界はあるのか？ あるならば、それは何かという問題も残されている。

また、河合は、ミルの「自由論」を引用しつつ、思想・言論の自由を主張すると共に、他者に関係する行為(他者の自由をさまたげる行為等)に対しては、ある場合に干渉の容認が必要だ⁹⁹—といった問題の提起も繰返し行っている。「いかなる自由主義者といえども、行動に関して絶対的自由を与えたものはない。アダム・スミス、ベンサム、ミル等の自由主義の文献を繙かば、行動に関して彼等が幾多の制限を認めたことを了知するであろう⁹⁹」ともいっている。

河合は、特に、ミルの『自由論』を社会思想史上、非常に重要な意義をもつものと考えていたのであり、これは、イギリス自由主義が「自由」に残した最良の書だとさえいっている。自由は手段ではなく、それ自身固有の価値を有するものであり、自由は、目的であり、人格の要素の一つと考えたミルは、思想に関しては、絶対的自由を要求した。しかし、それと共に、人格の成長のためということを根拠として、自由を与えてはいけない場合があるとし、自由への干渉を容認した。それは、自己を奴隷に売ろうとする場合、そのような、自由を抛棄する自由を認めてはならぬということや、腐った橋を気づかずに渡ろうとする人を強制的に制止することの是認などの問題をも含むものである。こうした自由の制限という問題は、広範な社会関係にかかわる問題の中で、今日においても、自由主義にとっての基本的に重要な問題であることはいうまでもな

い。

なお、ここに附記したいことは、岩波文庫として出版されているミルの『自由論』（結果的には、戦後、河合栄治郎の教え子であった塩尻公明、及び、木村健康によって訳出された）の翻訳のプロセスについて吉野源三郎がその「あとがき」に書いていることである。1938年に勃発した日中戦争は、日ごとに拡大してゆき、軍国主義による思想的弾圧の加わる中で、河合教授が右翼の告発により、その自由主義の故に、著書4点を発売禁止された。さらに、彼は、東大の教職をも去るよう圧迫されており、筆をもってその主張を世に問う場所もことごとく閉ざされるという苦境に立った。こうした現実にあって、吉野源三郎たちは「先生(河合)の訳によるミルの『自由論』をぜひとも出版したいと思立」ち、お願いに行った。その当時のことを吉野は次のように書いている。

「……先生は、このとき快く翻訳を引受けて下さったが、まもなく、先生の身边は翻訳どころではなくなった。先生は終に東大を去らねばならなくなったばかりか、その著書によって起訴され、長い法廷闘争をつづけられることになったのである。この間における先生の思想家としての態度は立派であった。佐野・鍋山の転向以後、雪崩を打ってつづいた転向の中で、かつてその人々から指弾された先生の、自由主義者としての操守のいかに見事であったことか。」⁹⁰

東京地方裁判所より大審院にまでいたる数年間にわたってのきびしい裁判のたたかいの中で、河合は、健康を傷め、終戦をまたず、1944年2月、53歳の若さで、不遇な死を迎えたのである。

注

- (1) 河合栄治郎「自由主義の批判を繞る思想界の鳥瞰」『経済往来』昭和10年7月『時局と自由主義』（日本評論社、昭和2年）、全集第12巻に収録。
- (2) 同「自由主義」『東京朝日新聞』大正15年12月11日『書齋の窓から』日本評論社（昭和7年3月）、全集第15巻に収録。
- (3) 同上 244頁。

- (4) 同「大学に於ける自由の使命」「改造」昭和3年6月、「大学生生活の反省」日本評論社、昭和6年12月、全集第15巻に収録。
- (5) 同上 23頁。
- (6) 同上 37頁。
- (7) 同上 30-33頁。
- (8) 同上 42頁。
- (9) 同「大学に於ける自由」「帝国大学新聞」昭和3年12月3日、10日、全集第15巻に収録。
- (10) 同「滝川事件と大学自由の問題」「帝国大学新聞」昭和8年5月29日、「ファシズム批判」(昭和9年12月20日、日本評論社)に収録。全集第11巻206-207頁。
なお、「ファシズム批判」は当局より最もマークされた本であり、昭和13年10月には発禁とされた。
- (11) 同上 207-211頁。
- (12) 同「国家・大学・大学令」「経済往来」昭和8年7月号、「ファシズム批判」に収録。同上 217頁。
- (13) 同「滝川事件と大学の自由の問題」211頁。
- (14) 同「国家・大学・大学令」219頁。
- (15) 同上
- (16) 同「第一学生生活」昭和10年6月、日本評論社(はじめは単に「学生生活」と題した。「第二学生生活」公刊が予定されるに至った昭和12年5月に改題)、全集第16巻41-42頁。
- (17) J. S. Mill: *Autobiography*, 1873, Oxford University Press. 全集第16巻53-55頁。
- (18) 同
- (19) 「学生に与う」1940(昭和15)年6月15日、日本評論社。河合が、1942年に一切の文筆活動を禁止されるまで、本書は驚くべき売れゆきを示したといわれる。「国民に^{うつ}悪う」(1941年2月)の姉妹篇である。全集第14巻53-54頁。
- (20) 同上 57頁。
- (21) 同上 57-59頁。
- (22) 同「大学に於ける自由」全集第15巻46-47頁。
- (23) 同上 47-48頁。
- (24) 同「嫌悪すべき学界の一傾向」「改造」昭和4年10月、「大学生生活の反省」日本評論社、昭和6年、全集第15巻63頁。
- (25) 同上
- (26) 同「大学の自由とは何か」全集第15巻122頁。
- (27) 同「大学の運命と使命」全集第15巻69頁。
- (28) 同「自由主義を繞る論争」「自由主義の批判を繞る思想界の鳥瞰」「経済往来」昭和10年7月、全集第12巻111-112頁。
この外に、唯物論哲学者、戸坂 潤の「自由主義哲学と唯物論」「日本イデオ

ロギー論」(昭和10年,全集第2巻)などもある。

- (29) 同 「大学に於ける自由主義の使命」全集第15巻20-21頁。
- (30) 同 「大学の運命と使命——森戸辰男氏に答う——」全集第15巻77頁。
- (31) J. S. ミル「自由論」(塩尻公明,木村健康訳,岩波文庫),吉野源三郎による「あ
とがき」284-285頁。

訂正:「社会科学ジャーナル」第21号(2)掲載
論文の「河合栄次郎」は「河合栄治郎」の
誤りでした。おわびとともに訂正致します。

THE IDEALISTIC LIBERALISM OF KAWAI EIJIRO**(continued)****— On Academic Freedom —****« Summary »**

Kiyoko Takeda Cho

In my previous essay (No.21-2) I attempted to analyze the significant characteristics of the “idealistic liberalism” or “liberal socialism” of Kawai Eijirō (1891-1944), a professor of social policy in the Department of Economics of Tokyo Imperial University. He was one of the most influential and outspoken liberals during the first half of the Shōwa period. This was a time when Japanese liberals had come under near universal attack; on the one hand Marxists criticized them as friends of the reactionary Capitalists, and, on the other hand, ultra-nationalists and fascists labled them Communist sympathizers.

Kawai, as a champion of liberalism, wrote many popular books and articles on the idea of the “university” — on liberal education, student life, learning, and especially on “academic freedom” — the freedom of research, of thought, and of expression. At this time the impact of Marxist ideas, ideology and social action was growing strong in Japanese university campuses, challenging students and professors to participate in revolutionary movements. On the other hand, forces of ultra-nationalism and fascism were also gaining momentum. During the late 1920s and 1930s these forces had succeeded in placing pressure on the freedom of thought and speech, thereby seriously endangering campus intellectual life. Intellectuals, including university professors critical of fascism, came under fire and a number of professors were expelled from their universities; some even were imprisoned. Thus the tension between nationalism

and academic freedom became a vital issue.

In such a critical situation, Kawai tried to make the basic principle of “academic freedom” clear in order that the nation, the people, and the government better understand this principle. In this way he sought to defend the life and mission of the university.

1. Introductory Note

2. Academic Freedom

- 1) The mission of freedom for the faithful and free exploration of academic truth
- 2) University professors and freedom
- 3) The nation and the university – similar in that neither institution, in its own unique mission and function, can claim absolute powers over the other
- 4) Academic freedom on campus and limits on professors’ and students’ social action